

改正

平成 4 年 8 月 21 日 告示第 53 号
平成 16 年 3 月 30 日 告示第 21 号
平成 18 年 6 月 30 日 告示第 52 号
平成 20 年 2 月 26 日 告示第 9 号
平成 20 年 7 月 18 日 告示第 73 号
平成 26 年 6 月 30 日 告示第 72 号
平成 26 年 7 月 15 日 告示第 76 号
平成 27 年 8 月 13 日 告示第 61 号
平成 27 年 12 月 28 日 告示第 114 号
令和 2 年 2 月 7 日 告示第 19 号
令和 4 年 3 月 31 日 告示第 100 号
令和 4 年 4 月 5 日 告示第 132 号
令和 4 年 12 月 26 日 告示第 249 号

函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定めてその適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって町土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地利用事業とは、次に掲げる事業とする。

- ア 住宅、工場、倉庫、商業施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、医療施設、社会福祉施設、保養施設、研修・研究施設、レクリエーション施設、宿泊施設、駐車場、資材置場の建設及び土石、温泉の採取等の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質等の変更に関する事業
- イ 土地に自立する再生可能エネルギー発電施設を新設又は増設する事業
- ウ 墓園を新設又は増設する事業
- エ 廃棄物処理施設その他の周辺環境に影響を及ぼすおそれのある施設を新築する事業

オ 既存建築物の用途をエに掲げる施設へと変更する事業

カ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1号の用途地域のうち、住居系用途地域及び市街化調整区域については高さが10メートルを、その他の地域については高さが15メートルを超える建築物（自己専用住宅を除く。）を新築する事業

キ 土砂等（土地の埋立て又は盛土の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物以外のものをいう。）による土地の埋立て若しくは盛土を行う事業又は当該土地の埋立て若しくは盛土と一連の行為として行われる切土、床掘その他土地を掘削する事業

（2） 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。

（3） 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。

（4） 工事施工者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。

（5） 公共施設 道路、公園、上下水道、緑地、広場、水路、消防の用に供する貯水施設及び水防又は砂防施設をいう。

（6） 公益施設 教育、医療、交通、購買、清掃、行政、集会、福祉、保安、文化、通信、サービス及び管理の施設をいう。

（適用の除外）

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する土地利用事業については、適用しない。

（1） 前条第1号ア、イ又はウに掲げる土地利用事業であって、施行区域の面積が1,000平方メートルに満たない土地利用事業。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 高さが10メートルを超える再生可能エネルギー発電施設を新設又は増設するもの

イ 第7条第1項の規定による承認を受けた土地利用事業の完了後3年以内に当該土地利用事業の事業者又は当該事業地の所有者が、当該土地利用事業の施行区域と一団と認められる土地において施行区域の拡張を行うもの

ウ 前条第1号アの事業にあつては土地利用事業の完了後3年以内に、同号イの事業にあつては土地利用事業の完了後に、当該土地利用事業の施行区域と一団と認められる土地において土地利用事業を行うものであつて、施行区域の面積の合計が1,000平方メートル以上となるもの

エ その他町長が必要と認めるもの

（2） 前条第1号キに掲げる土地利用事業であつて、当該事業の施行区域の面積が500平方メートル

ル未満かつ土砂等の量が500立方メートル未満の土地利用事業

- (3) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業
- (5) 国又は地方公共団体の助成を受けて行う農業、林業、商工業又は漁業に係る土地利用事業
- (6) 国又は地方公共団体が出資している独立行政法人、公社、事業団等で別表別記1に定めるものが行う土地利用事業
- (7) 函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成10年函南町条例第28号）の規定による町長の許可を受けて行う土地利用事業。ただし、再生可能エネルギー発電施設を除く。
- (8) 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）の規定による静岡県知事の許可を受けて行う土地利用事業
- (9) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の規定による届出に基づき行う土地利用事業
- (10) その他町長が公益上必要と認める土地利用事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、土地利用適用除外届出書（様式第1号）により届け出なければならない。

- (1) 住宅（土地の区画を変更するものであって、当該区画数が3以上となるものに限る。）、共同住宅、長屋住宅、事務所及び店舗等の建設を目的とする土地利用事業（前条第1号カに掲げるものを除く。）
- (2) 前項第2号に掲げる土地利用事業。ただし、当該事業の施行区域の土地所有者又は耕作者が行う耕作に伴う整地、農業用施設の維持修繕その他の通常管理行為であって周辺に影響を及ぼすおそれのないと認められるもの又は当該事業の施行区域の土地所有者が日常の生活若しくは土地の管理のために行うものであって、災害の防止及び環境の保全上支障がないと認められるものは除く。
- (3) 第7条第1項の規定による承認を受けた土地利用事業の完了後3年以内に当該土地利用事業地の改修等を行う事業
(事業者の協力)

第4条 事業者は、土地利用事業の施行に当たって、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、町及び静岡県の土地利用計画、総合計画等との整合性を図るほか、町及

び静岡県が実施する土地利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、第6条第1項の規定による申請をする前に、関係区長、周辺住民等利害関係者に対し、当該土地利用事業について、事業内容を周知し、理解を得るよう努めなければならない。

(土地利用事業の計画の基準)

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。ただし、別表の基準に定めのない事項は「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）」の基準を準用する。

(承認の申請)

第6条 土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、土地利用事業承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は前項の申請があったときは、函南町土地利用対策部会に審査を付託するとともに、意見を聴取しなければならない。

(承認の決定及び条件)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請が、この要綱に定める基準等に適合し、かつ、住民福祉に多大な影響を及ぼすおそれがないと認められるときは、承認の決定をするものとし、土地利用事業承認・不承認決定通知書（様式第3号）により事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。
- 3 町長は、前条第1項の規定による申請が、この要綱に定める基準等に適合しないと認められるとき又は住民福祉に多大な影響を及ぼすと認められるときは、不承認の決定をするものとし、土地利用事業承認・不承認決定通知書（様式第3号）により事業者に通知するものとする。

(事前協議)

第8条 事業者は、次に掲げる土地利用事業を施行しようとするときは、第6条第1項の規定による申請に先立ち、当該土地利用事業に関する計画について、町長に協議し、同意を得なければならない。

- (1) 20,000平方メートル以上の一団の土地についての土地利用事業
- (2) その他町長が必要と認める土地利用事業

- 2 前項の協議の申出をしようとする事業者は、土地利用事業事前協議書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 3 事業者は、第1項の同意を得た日から起算して2年を経過した日において土地利用事業に着手

(当該土地利用事業の施工を開始することをいう。以下同じ。) していない場合は、新たに町長の同意を得なければならない。

(事前協議の回答)

第9条 町長は、前条第1項の協議を受けたときは、土地利用事業事前協議回答書(様式第5号)を事業者に交付するものとする。

(承認の取消)

第10条 第7条第1項の規定による承認は当該承認を受けた日から起算して2年を経過した日において土地利用事業に着手していない場合は、当該承認を取り消すものとする。ただし、事業者の責めに帰すことのできない特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

(地位承継の申請)

第11条 次に掲げる土地利用事業について事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者は、地位承継承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 第7条第1項の規定による承認を受けた事業

(2) 第8条第1項の同意を得た事業

2 前項各号に掲げる土地利用事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継する。

3 前項の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、地位承継届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(地位承継の承認等)

第12条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、土地利用事業地位承継承認・不承認決定通知書(様式第8号)により事業者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第13条 事業者は、土地利用事業の工事完了前において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業の目的

(2) 施行区域の位置及び面積

(3) 工事の設計内容

2 前項の軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 施設の変更を伴わない施行区域の縮小で、その面積が20パーセント以内のもの
- (2) 防災施設（調整池、沈砂池、砂防えん堤等をいう。）の位置又は構造の変更を伴わないもの
- (3) その他防災上又は生活環境の保全上支障がないと町長が認めたもの
(変更の承認等)

第14条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、土地利用事業変更承認・不承認決定通知書（様式第10号）により事業者へ通知するものとする。

(届出)

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を町長へ提出しなければならない。

- (1) 工事に着手しようとするとき及びその工事が完了したとき並びに休止した工事を再開しようとするとき。

工事着手（完了、再開）届（様式第11号）

- (2) 氏名又は住所、法人にあっては所在地又は名称若しくは代表者名を変更したとき。

名称（氏名、住所、代表者氏名）変更届（様式第12号）

- (3) 工事施工者を変更したとき。

工事施工者変更届（様式第13号）

- (4) 第13条第2項に掲げる軽微な変更をしようとするとき。

軽微変更届（様式第14号）

- (5) 第6条第1項の規定による承認申請の取り下げをしようとするとき。

承認申請取下げ届（様式第15号）

(事業休止等の申請)

第16条 事業者が工事着手後1か月以上休止し、又は当該工事を廃止しようとするときは、事業休止（廃止）承認申請書（様式第16号）を提出しなければならない。

(事業休止等の承認等)

第17条 町長は前条の規定による申請があったときは、施行区域を調査確認後、支障がないときは事業休止（廃止）承認・不承認決定通知書（様式第17号）を通知するものとする。この場合、町長は必要な条件を付することができる。

(関連公共・公益施設の整備)

第18条 土地利用事業に関連して必要となる公共・公益施設は、原則として事業者の負担において

これを整備しなければならない。

- 2 前項の規定により整備された公共・公益施設の帰属及び管理については、別表別記2に定める基準により取り扱うものとする。

(協定の締結)

第19条 町長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、事業者との間に協定を締結するものとする。

- (1) 工事の施工方法又は防災工事の施工を確保するための措置
- (2) 自然環境又は生活環境の保全等

- 2 町長は、前項各号に規定する事項及び土地利用事業に起因して発生する災害に対処するための災害補償等に関する事項について、必要があると認めるときは、事業者との間に協定を締結することができる。

(調査・検査)

第20条 町長は、必要と認めるときは、事業者に協力を求め、土地利用事業に関する調査をすることができる。

- 2 町長は事業者より工事完了届が提出されたときは、工事の施工状況等その他必要な限度において検査をすることができる。

(報告、指導等)

第21条 町長は、事業者土地利用事業に関し、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、事業者よりその措置内容を報告させるものとする。

- 3 前項の報告は、原則として是正報告書(様式第18号)によって行うものとする。

(標準処理期間)

第22条 次の各号に掲げる事務に係る標準処理期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第6条第1項の規定による申請に係る審査期間 60日
- (2) 第13条第1項の規定による申請に係る審査期間 30日

- 2 前項の標準処理期間は、第6条第1項又は第13条第1項の申請書(以下「申請書」という。)を受け付けた日から起算して、当該申請に係る事務処理の結果に関する文書を発送する日までの日数とする。ただし、申請書の不備その他の理由により、当該申請書の内容の照会又は補正に要した日数は、除くものとする。

- 3 町長は、申請書が所定の様式又は内容を具備していない場合には、当該申請書を受け付けた日の翌日から起算して5日以内にその旨を明らかにして当該申請書を返戻するものとする。ただし、申請書の不備の程度が軽易なものであるときは、返戻に代えて書面又は口頭により当該申請書の補正を求めることができる。
- 4 町長は、特別の理由により、申請に係る事務処理が標準処理期間を著しく超えることが予測される場合には、あらかじめ標準処理期間内に処理できない旨を当該申請をした事業者へ通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 函南町開発行為の適正化に関する指導要綱（昭和47年函南町告示第15号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、既に旧要綱の規定に基づき承認を得たもの及び審査中のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成4年8月21日告示第53号）

- 1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、改正前の函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱第10条の規定によりなされた承認申請及び同要綱第13条の規定によりなされた事前協議の申出で、この告示の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月30日告示第21号）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成元年3月31日函南町告示第24号）に基づく産業廃棄物最終処分場に係る土地利用事業の凍結措置については、改正後も、なおその効力を有する。

附 則（平成18年6月30日告示第52号）

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年2月26日告示第9号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月18日告示第73号）

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日告示第72号）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月15日告示第76号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年8月13日告示第61号）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第114号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日告示第19号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第100号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年4月5日告示第132号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年12月26日告示第249号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条の規定による承認申請又は第8条の規定による事前協議をし、当該手続について町長が受付した者に係る改正後の函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

第1 一般基準及び個別基準

第5条の規定による土地利用事業の基準は、一般基準及び個別基準とする。

第2 一般基準

土地利用事業の承認審査に係る一般基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 土地利用事業は、関係法令、条例等に適合するほか、函南町総合計画、国土利用計画函南町計画及びその他の計画の趣旨に沿って立地されるものであること。
- 2 都市計画法第33条の規定による開発許可基準の規定による技術的基準に適合しているものであること。
- 3 原則として、次に掲げる区域を含まないものであること。ただし、学術研究等公益上必要と認められる場合、又は受益等の区域から除外される場合は、この限りでない。
 - （1）市街化調整区域。ただし、法令の定めにより土地利用事業の施行が可能なものを除く。
 - （2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域及び国、県等の補助を受け実施した農業土地基盤整備事業区域
 - （3）森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林及び地域森林計画等により保全すべき森林として定められた森林区域
 - （4）自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく自然公園地域
 - （5）自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域
 - （6）静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に基づく特別地区
 - （7）鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく特別保護地区
 - （8）文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）に基づく指定文化財の所在する区域及び埋蔵文化財包蔵地。ただし、風致景觀に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業にあつては、この限りでない。
 - （9）林道整備等の林業公共投資の受益地
 - （10）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
 - （11）建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域
 - （12）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域

4 環境・景観関係

- (1) 廃棄物の処理については、再生利用の徹底等により、ごみの発生を極力抑制し、資源循環型社会の構築に努めること。
- (2) 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであり、その位置については、植栽にも配慮されていること。
- (3) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に配慮した計画であること。この場合において、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。
- (4) 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域内の建築物の高さは、地盤面から原則10メートル以下とし、屋根は傾斜屋根であること。ただし、近隣の状況や建築物の配置、形状、規模、色彩、用途等を考慮して、風致景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。

5 施設関係

- (1) 施設整備については、あらゆる年齢・性別・障害・体格の度合いに応じ、だれもが利用しやすい施設整備を図るため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、環境整備に積極的に努めること。
- (2) ごみ集積所の設置については、事前に担当課及び地元自治会と協議すること。
- (3) 水道施設の位置については、事前に担当課と協議すること。
- (4) 施行区域内の生活排水（し尿、雑排水）及び工場等の事業系排水は、浸透処理を行わないこと。ただし、合併処理浄化槽で処理した生活系排水で、別記3の浸透処理排水の基準に適合し、周囲に河川及び水路がなく、排水施設を接続することが困難で近隣の状況によりやむを得ないと認められ、かつ、有効な浸透処理施設を設置する場合は、この限りでない。
- (5) 公共下水道処理区域内で、供用開始された地域の土地利用事業については、し尿、雑排水管を公共ますに接続すること。
- (6) 公共下水道処理区域内の未供用地域については、将来計画に沿った計画とされていること。
- (7) 公共下水道処理未供用区域内における土地利用事業で、污水处理施設を設置する場合は、原則として1施設とすること。ただし、公共下水道処理区域内の未供用区域の内、建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）第11条ただし書の適用を受ける区域としての証明を受けた事業については、別途協議すること。

- (8) 排水については、原則として別記3の基準が満たされること。
- (9) 施行区域の外縁部には、施行区域面積に対し、原則として別記4の緑地が確保され、高木樹種が植栽されるとともに、緑地の区域を明確にするため、区域界には縁石又は境界杭を打設すること。ただし、住宅地（常時使用する独立住宅用のもの）の分譲事業、温泉、地下水、土石採取等の土地利用事業については、別途協議すること。
- (10) 施行区域周辺の状況により必要と認められる場合は、隣地との境界部に緩衝緑地帯等が設置されること。
- (11) 事業に伴い必要となる自動車駐車場が、別記5の基準により区域内に有効に設置されているとともに、必要と認められる場合は、二輪車駐車場も設置されていること。ただし、施行区域が近隣商業地域で、近隣に自動車駐車場が有効に配置されていると認められる場合は、この限りでない。
- (12) 屋外広告物については、函南町景観計画を参考に景観に配慮し、設置すること。また、施行区域外に案内看板を設置する場合についても、同様とすること。
- (13) 市街化調整区域の土地利用事業において、建築物等を設計する場合は、都市計画法の規定により宅地の区域として認められた範囲内に、この要綱に定める基準による駐車場、緑地等を設けること。ただし、既存の敷地区域外に駐車場、緑地等を設けることが合理的と判断され、かつ、建築確認申請担当課との協議を経た場合は、この限りでない。また、市街化区域の土地利用事業についても、原則として施行区域内にこの要綱に規定する基準による駐車場、緑地等を設けること。

6 防災関係

- (1) 土地利用事業の施行により雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずるおそれのある場合は、河川及び水路を新設し、又は改修すること。この場合において、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。
- (2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該土地利用事業により施行区域周辺及び下流の土地、又は河川に支障のないよう排水計画が立てられていること。
- (3) 河川を新設し、又は改修する場合の構造は、原則として河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に基づいていること。
- (4) (1)の規定による河川及び水路の改修ができない場合は、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（以下「県指導要綱」という。）又は最新の都市計画法静岡県開発行為等

の手引き（静岡県交通基盤部都市局監修。以下「手引き」という。）の基準による調整池を設置すること。ただし、1,000平方メートル未満の土地利用事業については、調整池を設置しないことができる。当該調整池を設置しても、下流の河川及び水路の流下能力が降雨強度確率年1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。

(5) 住宅地（常時使用する独立住宅用のもの）分譲事業若しくは土地区画整理事業等施行区域内の土地利用事業で施行区域面積が3,000平方メートル未満の場合、又は施行区域面積が2,000平方メートル未満の土地利用事業（2,000平方メートル以上の一団の事業で、道水路等により分断された区域の面積が2,000平方メートル未満となる場合を含む。）にあっては、放流先河川及び流末水路の流下能力が、降雨強度確率年50分の1以上の場合は、河川管理者と協議の上、調整池を設置しないことができる。ただし、浸透施設等を設置し、流出抑制に努めること。

(6) (4)の規定により設置する調整池の流量計算における洪水調整容量の算定方法における継続時間（ t_i ）は、県指導要綱又は手引きの基準によるものとする。

(7) 土質の状況により雨水の地下浸透が認められ、浸透ます、浸透トレンチ、浸透舗装等を整備し有効な災害防止措置が講じられる場合は、地下浸透を考慮し、調整池の容量を算定することができる。この場合において、必要な現場試験（浸透試験）を行い、有効に浸透することを示す資料を提出するとともに、冬期における凍結時の対応、目詰まり対策、清掃計画等を明示し、関係資料についても提出すること。

(8) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現況の形態を尊重した土地利用計画であること。

(9) 雨水排水路は、原則として開渠であること。

(10) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。

ア 土砂流出防止施設は、えん堤を設置するものとし、土砂量の算出えん堤の構造は、県指導要綱の基準によること。

イ 地形、地質等により砂防えん堤を設置できない場合は、県指導要綱の基準による沈砂池を設置するものであること。

(11) 残土又は不足土が生ずる場合には、防災及び自然環境の保全について十分配慮した措置方法が明示されていること。

(12) 施行区域内の污水又は土砂等が、区域外及び道路の施設に流入しないよう措置されていること。

- (13) 工事中は、仮設調整池を設置する等防災対策に万全を期すとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮されていること。
- (14) 消防用水利施設として、消火栓、防火水槽等が設置されていること。
- (15) 施行区域内外に、道路反射鏡、防護柵、防犯灯等必要な安全施設を設置すること。この場合において、その維持管理について、担当課と協議すること。
- (16) 土地区画整理事業等の施行済地で、全区域を対象とした調整池を設置した区域内で行う土地利用事業については、個別に調整池を設置することは要しない。
- (17) 工事は、防災工事を優先実施すること。
- (18) 完成後の防災施設の機能を確保するため、維持管理を適正に行うこと。

7 道路等関係

- (1) 工事による土砂の運搬、流出等により、道路等公共施設や周辺地域を汚さないよう措置が講じられていること。
- (2) 施行区域内に新設する道路及び交通安全施設（道路附属施設）については、道路管理者等と協議すること。この場合において、道路の構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合していること。
- (3) 道路等の法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。

8 その他

- (1) 施行区域に国有地等が介在している場合は、工事の完成までに国有財産等の処理手続をすること。
- (2) 公共施設（道水路）を造成により改廃する場合は、原則として付け替えること。
- (3) 計画地が建築基準法第42条第2項の道路に接する場合は、原則として無償で後退用地を町に帰属すること。
- (4) 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。
- (5) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。
- (6) 事業の目的となる施設等の供用開始は、土地利用事業工事完了検査及び各法令等による完了検査後とすること。
- (7) 土地利用事業計画の策定に当たっては、文化財の有無について、函南町教育委員会に確認し、施行区域内に文化財が存在する場合は、函南町教育委員会及び静岡県文化財担当課と

その取扱いについて協議すること。当該協議の結果、調査の必要なものについては、静岡県知事の指示により実施すること。

- (8) 不特定の者が出入りすることとなる施設については、静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年静岡県条例第47号）に基づき、必要な施設を設置すること。
- (9) 施行区域内から発生する産業廃棄物は、事業者の責任において処理すること。この場合において、一般廃棄物は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき処理すること。
- (10) 函南町土地利用対策部会への提出書類は、別記6により作成すること。
- (11) 側溝、舗装、ます等の構造は、できる限り浸透式とし、水資源のかん養及び洪水調整に努めること。
- (12) 土地利用事業に係る土地及び建築物その他工作物について、所有権、地上権、地役権その他の権利を有する者の同意を得ていること。ただし、第8条の規定による事前協議については、この限りでない。
- (13) やむを得ない事由による事業の休止、廃止等について、災害防止、危険防止、環境保全、原状回復等の措置をとること。
- (14) (13)の規定による場合には、周辺住民その他利害関係者に対し、休止、廃止等に至った経過、理由等を説明するとともに、災害防止、危険防止、環境保全又は原状回復等措置の計画についても説明すること。

第3 個別基準

1 住宅

住宅（常時使用する独立住宅用のもの）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 1区画当たりの敷地面積は、別記7による。ただし、都市計画法、建築基準法その他の法令及びそれらに基づく条例により敷地面積の最低限度が定められているものは、この限りでない。
- (2) 施行区域面積が3,000平方メートル以上となる場合は、その面積の100分の3以上の公園を設けること。ただし、土地区画整理事業等基盤整備済地における事業については、この限りでない。
- (3) 町長が必要と認める場合は、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等についての基準を、函南町建築協定条例（昭和53年函南町条例第24号）に基づく建築協定等により定めること。

- (4) 分譲地の売買、譲与、交換その他の処分に当たっては、契約書等に、建築協定、区画再分割禁止、緑地管理等土地利用事業の承認における条件等を明記し、行うこと。
- (5) 予定建築物の用途を明確にすること。

2 別荘

別荘の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 建築物の高さは、地盤面から10メートル以内とすること。
- (2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、40パーセント以下とすること。ただし、別荘管理組合等による自主規制がある場合は、この限りでない。
- (3) 1区画当たりの分譲面積は、500平方メートル以上とすること。
- (4) 原則として、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等についての基準を建築協定等により定めること。
- (5) 分譲地の売買、譲与、交換その他の処分に当たっては、契約書等に、建築協定、区画最小面積、建築物の高さ制限、建ぺい率の制限、緑地管理等土地利用事業の承認における条件等を明記し、行うこと。

3 マンション、共同住宅、長屋住宅等

マンション、共同住宅（集合住宅）、長屋住宅等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 施行区域面積が3,000平方メートル以上となる場合は、その面積の100分の3以上の公園又は緑地を設けること。ただし、土地区画整理事業等の土地基盤整備済区域における土地利用事業については、この限りでない。
- (2) 別記5による自動車駐車場のほか、二輪車用駐車場を施行区域内に設置すること。

4 倉庫、工場等

倉庫、工場等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の対策に十分留意し、公害防止を積極的に図るための施設を設置すること。この場合において、新技術に伴う各種化学物質の使用に当たっては、あらかじめ環境への影響について十分検討し、新たな公害等環境汚染を発生させないこと。
- (2) 業務に係る車両により周辺の交通に支障が出ないよう交通対策、道路整備等を行うこと。ただし、右折車線、信号機等の設置が必要と認められる場合は、事前に道路管理者、公安委

員会等関係機関と協議を行うこと。

(3) 大型車両等の駐車場が、施行区域内に有効に確保されているとともに、安全に転回できるよう設計されていること。

(4) 設計に当たっては、緑地を敷地周囲に配置する等自然環境に調和する施設建設に配慮すること。

5 研修・研究施設、教育施設、保養施設

研修・研究施設、教育施設、保養施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 分譲する場合は、次によること。

ア 1区画当たりの分譲面積は、500平方メートル以上とすること。

イ 原則として、建築協定等を締結すること。

ウ 分譲地の売買、譲与、交換その他の処分に当たっては、契約書等に、建築協定、区画最小面積、建築物の高さ制限、緑地管理等土地利用事業の承認における条件等を明記し、行うこと。

(2) 施設の設計に当たっては、自然環境の保全を図るとともに、緑地を敷地周囲に配置する等自然環境との調和に配慮すること。

6 医療施設、社会福祉施設等

医療施設、社会福祉施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 函南町健康増進計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の趣旨に沿うものであること。

(2) 計画に当たっては、医師会等関係団体と協議を行うこと。

(3) 長期入院、入所等が多くなることが予想される施設については、入院、入所等の計画、建設後の財政計画（町等の財政負担見込を含む。）等参考書類を提出すること。

(4) 施設の設計に当たっては、自然環境の保全を図るとともに、緑地を敷地周囲に配置する等自然環境との調和に配慮すること。

7 商業施設、遊戯施設

商業施設又は遊戯施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 来客者の車両により周辺の交通に障害を生じさせないように、十分な交通対策を講ずると

ともに、必要に応じ交通整理員を配置すること。

(2) 夜間の屋内外照明については、周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。

(3) 別記5による自動車駐車場のほか、二輪車駐車場を施行区域内に設置すること。

8 体育施設、レクリエーション施設等

体育施設又はレクリエーション施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 現存緑地を活用し、建築物、工作物その他の構築物の配色、配置、形態等にも配慮した施設とすること。

(2) 来客者の車両により周辺の交通に障害を生じさせないように、十分な交通対策を講ずるとともに、必要に応じ交通整理員を配置すること。

(3) 別記5による自動車駐車場のほか、二輪車駐車場を施行区域内に設置すること。

9 墓園

墓園（この基準において、墓地、霊園も同意語として用いる。）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 墓園の1区画当たりの面積は、3平方メートル以上とし、著しい等級差を生じないように配慮すること。

(2) 現存緑地を活用し、建築物、工作物その他の構築物の配色、配置、形態等にも配慮した墓園となるよう配慮すること。

(3) 墓地の購入等については、町民が優先されるものであること。

(4) 計画に当たっては、担当課と事前協議をし、その協議結果を添付すること。

10 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 運搬、処理する廃棄物は、静岡県東部地域（富士川以東）で発生するものに限ること。

(2) 事業者は、原則として町内の者であり、かつ、静岡県内の廃棄物を主に処理しているものであること。ただし、過去に行政、地域住民等とのトラブルを生じ、問題解決がされていない者は、認めないものとする。

(3) 適切な分別を行い、再資源化、減量化を図ること。

(4) 事業により生ずる捨土等は、適切な場所を選定し、自然環境の保全に影響を与えないよう処理するとともに、その処理方法を明確にすること。

(5) 植栽は、次により行うこと。

ア 施行区域内の表土を活用すること。当該表土の活用が不可能な場合には、植栽地土壌条件を考慮して土壌改良及び施肥を行うこと。

イ 現存樹木を移植、活用すること。

ウ 環境に適合した樹種を選定し、結実花木（誘鳥木）の植栽に努めること。

(6) 緑化は、小段に低木等を植栽し、法面に種子の吹付け、張芝、筋芝等を施すなど現地に適した工法により緑化修景を図ること。当該法面が硬岩等のため、種子の吹付け等によることが不可能な場合は、ツタなどにより緑化を図ること。

(7) 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置を講ずるなど、自然破壊の防止、植生の回復等自然環境の保全に配慮すること。

(8) 原則として、施行区域の周囲に柵を設置し、柵の外側には高木緑地帯を設けるなど、諸公害の緩衝に努めること。ただし、交通安全対策上支障がある場合は、この限りでない。

(9) 車両等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とし、基準値以上の汚水を公共用水路に排出しないこと。

(10) 車両等の洗浄に係る取水及び排水処理については、その方法、水量及び能力を明示すること。

(11) 廃棄物等の一時保管、処理等については、その方法を明確にし、建築物、工作物その他の構築物を設置する場合は、それを明示すること。

(12) 原則として調整池を設置すること。

(13) 下流の河川及び水路の流下能力は、原則として降雨強度確率年 1 分の 1 を満たしていること。当該河川等の流下能力が 1 分の 1 に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。

(14) 防災工事が完了するまでは、土砂流出等のおそれがないよう、仮設防災等の措置を講ずること。

(15) 施行区域の出口には、車両の付着土砂を除去する洗浄施設の設置又は相当距離の舗装等をし、施行区域外を汚さないこと。

(16) 搬出路に使用される道路その他の施設を破損し、又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃など必要な措置を講ずること。この場合において、交通の状況によっては、交通整理員の配置を考慮すること。

(17) 搬出路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議するとともに、その構造は、道路構

造令に適合していること。

- (18) 施行区域に国有地等が介在している場合は、搬入の終了までに国有財産等の処理手続を完了すること。
- (19) 跡地については、山林、農地等の利用目的に応じた表土に仕上げ、函南町総合計画その他の計画等に沿い、かつ、周囲の環境に適した跡地利用計画を策定すること。
- (20) 施行区域に隣接する土地の所有者、地上権者その他の権利者の事業実施についての承諾を得ること。
- (21) 施行区域外に土砂等を搬出し、又は区域外から搬入する場合は、搬出入先、運搬業者、運搬経路、飛散防止対策等を明確にするとともに、交通安全、騒音、粉塵等に留意すること。
この場合において、必要に応じ交通整理員等を配置すること。
- (22) 施行区域内には原則として管理棟を設置し、管理者を常駐させること。
- (23) 廃棄物、土砂、焼却灰等の飛散防止対策を講ずること。
- (24) 別記 8 による廃棄物処理施設等の設置に関する基準によること。
- (25) (1) から (24) までに規定するもののほか、原則として一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第 1 号）を準用すること。

11 駐車場、資材置場

駐車場又は資材置場の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第 2 一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 施行区域内の舗装等については、浸透性を考慮すること。
- (2) 現場管理者、連絡先等を明確にすること。この場合において、現場管理者を常駐させない土地利用事業は、原則として、施行区域の出入口に利用の方法、当該管理者名、連絡先等必要な事項を表示した標識を設置すること。
- (3) 駐車場については、次によること。
 - ア 夜間の屋外照明については、周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
 - イ 出入口からの見通しについて考慮する等交通安全対策を講ずること。
 - ウ 原則として、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）による技術基準に準拠していること。
 - エ 周囲に修景緑地帯を設けること。
- (4) 資材置場については、次によること。

- ア 周囲を柵で囲み、その外側に修景緑地帯を設けること。
- イ 油分等が付着している機械等の資材については、油水分離槽を設置し、油分等が施行区域外に流出しないようにすること。
- ウ 資材の種類、量、保管期間等の内容を申請書に添付するとともに、施行区域外から見える場所に掲示すること。
- エ 資材の搬入により道路、水路等を汚損し、又は破損しないように措置すること。この場合において、汚損し、又は破損した道路、水路等は、緊急応急措置をとるとともに、復旧対策を講ずること。
- オ 資材の保管については、荷崩れ等により災害を起こさないよう適切に行うこと。
- カ 関係者以外の者が立ち入らないよう、施錠等安全対策を講ずること。

12 土石採取

土、砂利、岩石等の採取を目的とする土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 土石採取によって生じる捨土等は、事業施行地内の適切な場所を選定して自然環境の保全に影響を与えないよう処理するとともに、その処理方法を明確にすること。
- (2) 植栽は、次により行うこと。
 - ア 施行区域内の表土を活用すること。当該表土の活用が不可能な場合には、植栽地の土壌条件を考慮して土地改良及び施肥を行うこと。
 - イ 現存樹木を移植、活用すること。
 - ウ 環境に適合した樹種を選定し、結実花木（誘鳥木）の植栽に努めること。
- (3) 緑化は、小段に低木等を植栽し、法面に種子の吹付け、張芝、筋芝等を施すなど現地に適した工法により緑化修景を図ること。当該法面が硬岩等のため、種子の吹付け等によることが不可能な場合は、ツタ等により緑化を図ること。
- (4) 砂利等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とし、基準値以上の汚水を公共用水路に排出しないこと。また、取水及び排水処理については、その方法、水量及び能力を明示すること。
- (5) 廃土処理については、その方法を明確にし、工作物その他の構築物を設置する場合には、その規模、構造、形態等を明示すること。
- (6) 採取中及び採取後、植生が活着するまでの間は、下流の河川及び水路への雨水流出増対策として、原則として調整池を設置すること。

- (7) 下流の河川及び水路の流下能力は、原則として降雨強度確率年1分の1以上を満たしていること。当該河川等の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。
- (8) 施行区域の出口には、車両の付着土砂を除去する洗浄施設の設置又は相当延長距離の舗装等をし、施行区域外を汚さないこと。
- (9) 搬出路に使用される道路その他の施設を破損し、又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃など必要な措置を講ずること。この場合において、交通の状況によっては、交通整理員を配置すること。
- (10) 搬出路の認定道路への取り付けは、道路管理者と協議すること。この場合において、その構造は、道路構造令に適合していること。
- (11) 施行区域に国有地等が介在している場合は、採取の終了までに国有財産等の処理手続を完了すること。
- (12) 跡地については、山林、農地等の利用目的に応じた表土に仕上げ、国土利用計画函南町計画、その他の計画に沿い、かつ、周囲の環境に適した跡地利用計画を策定すること。
- (13) 施行区域に隣接する土地の所有者、地上権者その他の権利者の事業実施についての承諾を得ること。
- (14) 施行区域外に土砂等を搬出し、又は区域外から搬入する場合は、搬出入先、運搬業者、運搬経路、飛散防止対策等を明確にするとともに、交通安全及び騒音、粉塵等に留意し、必要に応じ、交通整理員等を配置すること。
- (15) (1)から(14)までに規定するもののほか、静岡県土採取等規制条例に係る技術基準を準用すること。

13 再生可能エネルギー発電施設

再生可能エネルギー発電施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第2一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 地域の環境保全のため、周辺地域における環境の特性及び周辺環境との調和に十分配慮すること。
- (2) 住宅地に隣接及び近接する区域では行わないこと。ただし、周辺住民等の同意がある場合及び地域特性を考慮し支障のない場合はその限りではない。
- (3) 現況地盤の勾配が30度以上ある施行区域内の土地には、設置しないこと。
- (4) 現況地盤の勾配が30度未満の施行区域内の土地では、地質等を考慮した安全な構造とす

ること。

- (5) 施行区域内に設置する再生可能エネルギー発電施設は、施行区域面積に対し設置する面積を75パーセント以下とすること。ただし、農地に農家資格者が設置する営農型発電設備については、この限りではない。
- (6) 施行区域面積が5ヘクタールを超える場合は、施行区域の下流域を含めた関係区長、周辺住民等利害関係者に対し、事業内容について十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (7) 保安林の境界から20メートル以内の区域は、施行区域から除外すること。
- (8) 国立公園の境界から50メートル以内の区域は、施行区域から除外すること。
- (9) 環境の保全及び防災について十分な措置を講ずること。
- (10) 施行区域内の残置森林又は造成森林は、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう措置すること。
- (11) 事業活動における環境への負荷の低減を積極的に図るための措置を講ずること。
- (12) 水道施設の設置については、水道管理者と協議し、給水量、維持管理の方法等を明確にすること。
- (13) 排水については、自然水と事業汚水等とに区分し、排水系統を明確にすること。
- (14) 町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。
- (15) 施行区域内で切土及び盛土を行う場合は、静岡県土採取等規制条例及び静岡県盛土等の規制に関する条例に係る技術基準を準用すること。ただし、他法令の基準を適用することとなる場合はその基準によること。
- (16) 施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関する協議をすること。
- (17) 前号の協議により認定道路となるものについては、その構造が、道路構造令に適合したものであること。
- (18) 資材運搬及び設置後の管理に使用される道路その他の施設を破損又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置等により交通障害の発生を防止すること。
- (19) 施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう措置すること。ただし、道路管理者との協議が整った場合はその限りではない。

- (20) 施工に当たっては、交通安全を確保し、交通障害の原因とならない循環経路がとれていること。
- (21) 設置する施設の構造は、風水害・地震等の自然災害に対応したものであること。
- (22) 土地利用事業に関する計画が、施設の設置に係る法令の許可基準及び技術的基準に適合したものであること。
- (23) 函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和元年函南町条例第2号）を遵守すること。

14 その他の施設

1 から13に掲げる施設以外の個別基準については、その施設の内容により 1 から13までのいずれか類似する施設の基準に準ずるものであること。

別記 1

函南町土地利用事業指導要綱第3条第1項第5号の規定による国又は地方公共団体が出資している別に定める独立行政法人、国立研究開発法人、公社、事業団等は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- (6) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (7) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (9) 中日本高速道路株式会社
- (10) 地方共同法人日本下水道事業団
- (11) 静岡県道路公社
- (12) 静岡県土地開発公社
- (13) 静岡県住宅供給公社

別記 2

公共、公益施設の帰属、管理の基準

- (1) 第 18 条第 2 項の規定による整備された公共、公益施設の帰属、管理については、原則として次の基準によるものとする。

公共公益施設	帰属	管 理	備 考
道 路	町	町	
公 園 広 場	町 事 又 は 業 者	町、事業者 又は自治会	宅地分譲の場合は、町に帰属するものとし町が管理する。ただし、日常管理については自治会との協議による。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
緑 地	町 事 又 は 業 者	町、事業者 又は自治会	
上 水 道	町	町	道路に埋設された配水管（本管）に限る。
下 水 道	町	町	本管から公共ますまでに限る。（公共下水道供用開始区域に限る。）
河 川 ・ 水 路	町	町	
調 整 池	町 事 又 は 業 者	町 事 又 は 業 者	宅地分譲の場合は、町に帰属するものとし町が管理する。ただし、日常管理については自治会との協議による。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
汚 水 処 理 施 設	町	事 業 者 又は自治会等	公共下水道施設は除く。
ご み 集 積 所 （ 土 地 ）	町 事 又 は 業 者	町、事業者 又は自治会	宅地分譲の場合は、町に帰属するものとする。自治会が組織されるまで事業者が管理し組織化に伴い自治会が管理する。その他は事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
ご み 集 積 所 （ 建 物 ）	事 業 者 又は自治会	事 業 者 又は自治会	
防 火 水 槽	町、事業者 又は自治会	町、事業者 又は自治会	宅地分譲の場合は、町に帰属するものとし町が管理する。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
消 火 栓	自 治 会	自 治 会	
教 育 施 設	町 事 又 は 業 者 等	町 事 又 は 業 者 等	町と事業者との協議による。
集会所（用地）	町 事 又 は 業 者	事 業 者 又は自治会	
集会所（建物）	町 事 又 は 業 者	事 業 者 又は自治会	
そ の 他	町 事 又 は 業 者 等	町 事 又 は 業 者 等	町と事業者との協議による。

- (2) 土地の帰属については、工事完了次第、町の検査を受け、検査合格後は速やかに登記に関する関係書類を町長に提出すること。

別記 3

排 水 基 準

1 日当たりの 平均的な 排水の量	生物化学的 酸素要求量 (BOD) 最大 (mg/ℓ)	浮遊物質 (SS) 最大 (mg/ℓ)	油分 (最大) (ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	
			動植物 (mg/ℓ)	鉱 物 (mg/ℓ)
50 立方メートル未満	2 0	4 0	1 0	5
50 立方メートル以上	別 途 協 議			

(注)

水質汚濁防止法に定める有害物質を使用する工場等については、別途協議すること。

浸透処理排水の基準

生活系排水で近隣の状況により浸透処理排水を認める場合の基準は、次のとおりとする。

- 1 合併処理浄化槽の浸透処理排水の基準は、処理水質が生物化学的酸素要求量 (BOD) 2 0 mg/ℓ 以下、浮遊物質 (SS) 4 0 mg/ℓ 以下とすること。
- 2 既存井戸から、原則として 1 0 メートル以上離れていること。
- 3 隣接地と高低差がある場合は、浸透水が隣接地に流出するおそれのないこと。
- 4 地下水位は、地盤面から 1 . 5 メートル以下であること。
- 5 浸透処理排水施設を設置した者は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 近隣 1 0 0 メートル以内に既存井戸がある場合、その代表井戸について完了検査前に一般飲用水検査を実施し、以後年 1 回以上検査を行い、結果を担当課に報告すること。
 - (2) 浸透水の水質検査用点検ますを設けること。
 - (3) 浄化槽の点検に併せて、浸透処理施設の点検を行うこと。
 - (4) 浸透処理能力が維持されるよう定期的に清掃すること。

別記 4

緑 地 基 準

区 域	緑地の割合
市 街 化 区 域	7 %以上
市街化調整区域	7 %以上

(注)

- 1 森林法又は工場立地法等により、上記を上回る緑地基準が適用される場合は、その基準によること。
- 2 緑地の割合の基準となる敷地の面積は、施行区域面積から道水路の面積を除いた面積とすること。
- 3 近隣商業地域については、別途協議すること。
- 4 住宅地の宅地分譲については、別表第3個別基準によるものとし、上記基準は適用しない。

別記 5

駐 車 場 設 置 基 準

用 途	設置駐車場台数基準
マンション、共同住宅等	1 台以上／1 戸
店舗等	1 台以上／店舗面積 1 7 m ²
遊戯施設等	1 台以上／1 遊戯台
飲食店	1 台以上／4 席
その他	業務に必要と認められる台数

(注)

- 1 施設の一般利用者の駐車場の広さは、間口 2. 5 m×奥行 5 mを基準とし、マンション、共同住宅等については、間口 2. 3 m×奥行 5 m以上とし、施設の規模により、軽自動車の利用も考慮できるものとする。
- 2 従業員の駐車場は、原則として、区域内に確保すること。ただし、広さ及び配置については、別途協議すること。
- 3 区域内の車路幅は、原則として 5. 5 m以上とすること。
- 4 出入口は、原則として 2 箇所とし、隅切り、反射鏡の設置等交通安全に配慮すること。
- 5 不特定多数の者が出入りすることとなる施設については、静岡県福祉のまちづくり条例に基づき、車いす使用者用の駐車場を適切な位置に設けること。
- 6 駐車場の配置、車両の導入については、周辺の交通状況を考慮すること。
- 7 本駐車場設置基準によりがたい場合は、別途協議すること。

別記 6

土地利用対策部会申請書等作成要領

1 承認申請時提出書類

- (1) 土地利用に関する承認申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 公害関係調書
- (4) 事業説明経過報告書（様式適宜）
- (5) 資金計画書
- (6) 施行区域内権利者一覧表
- (7) 土地利用事業の施行等の同意書
- (8) 土地登記簿謄本
- (9) 地下水等の利用計画書
- (10) 浄化槽入槽算出根拠（様式適宜）
- (11) 切土盛土の土量集計書
 - ・切土盛土がある場合のみとし、残土、不足土がある場合はその処理方法を記載すること。
- (12) 水理計算書
 - ・水理計算により、排水施設、防災施設等の構造を決める。
- (13) 緑地管理計画書（様式適宜）
- (14) 廃棄物の処理対策調書
- (15) 廃棄物処理施設等設置計画書
- (16) 定款、法人登記簿謄本、経歴書
- (17) 申請者の主たる所在地の町民税の納税証明書又は完納を証する書類
- (18) その他町長が必要と認める書類

2 承認申請時添付図書及び作成要領

承認申請書を提出する場合は、次の各号に定める図書を提出しなければならない。また、図書の作成方法は開発行為等事務処理要領（静岡県）別表 1 設計図書等の作成要領によるものとし、A 4 判に製本するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 敷地現況図
- (3) 土地利用計画平面図
- (4) 公図写

- (5) 計画平面図
- (6) 造成計画断面図（縦断面図、横断面図）
- (7) 給排水施設計画平面図
- (8) 求積図
 - ・敷地及び緑地面積を明示すること。
- (9) 緑化計画平面図
 - ・樹種、本数、規格及び位置を記入すること。
- (10) 排水施設構造図
- (11) 建物平面図・立面図
- (12) 工作物（看板）構造図
- (13) 現況写真
- (14) その他町長が必要と認める図面

3 変更承認申請時提出書類、添付図面

- (1) 変更承認申請書
- (2) 従前の土地利用承認決定通知書及び変更承認決定通知書
- (3) 計画変更の概要
 - ・事業の目的、内容、効果等変更計画の概要及び変更理由を記載する。
- (4) 新旧対照表
 - ・前記1(2)による事業計画書の内容に変更が生じる項目について作成する。
- (5) 位置図
- (6) 公図写
- (7) 現況写真
- (8) その他町長が必要と認める書類及び図面
- (9) 上記(5)～(7)以外の承認申請時提出書類及び添付図書の中で変更が生じるもの。

4 事前協議時提出書類、添付図面

- (1) 土地利用に関する事前協議書
- (2) 事業計画書
- (3) 位置図
- (4) 土地利用計画平面図
- (5) 公図写
- (6) 廃棄物処理施設等設置計画書
- (7) その他町長が必要と認める書類及び図面

5 申請書提出部数

(1) 本申請 正本 1 部、副本 1 部、付属資料 1 5 部

- | | |
|---------|---|
| 付属資料の内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 土地利用に関する承認申請書・ 事業計画書・ 事業説明経過報告書・ 位置図・ 敷地現況図・ 土地利用計画平面図・ 建物平面図、立面図・ 道路計画平面図・ 造成計画平面図・ 公図写・ 現況写真・ その他町長が必要と認める書類及び図面 |
|---------|---|

(2) 事前協議 正本 1 部、副本 1 部、写 1 5 部

- | | |
|---------|---|
| 付属資料の内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 土地利用に関する事前協議書・ 事業計画書・ 位置図・ 土地利用計画平面図・ 公図写・ 現況写真・ その他町長が必要と認める書類及び図面 |
|---------|---|

6 提出書類等の規格：A 4 判

事業計画書の記載事項

1 事業の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果について記入すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- (3) 市街化調整区域内における開発行為に該当する土地利用事業にあつては、都市計画法第34条各号のいずれかに該当する理由を記載すること。
- (4) 事前協議の同意を得た計画にあつては、同意時に県、町から付せられた検討項目についての検討結果を一覧にして記すこと。また事前協議時の計画と実施計画とに差異を生じた場合は、相異点及び変更の理由を明らかにすること。

2 計画地の現況

- (1) 標高（最高地、最低地）、傾斜状況（勾配）を記入すること。
- (2) 土地の地目別内訳（公簿面積）を記入すること。
- (3) 都市計画法、農振法（農用地区域）、森林法等、規制を受ける法令についてその規制の種別（地域区分）とその面積を記入すること。

3 事業計画

- (1) 生産計画
 - ・工場・事業所の場合は、生産品目ごとの計画生産量・従業員数を記入すること。
- (2) 施設計画
 - ・施設区域内に建設する施設の概要・工期・年次別計画等を記入すること。
 - ・住宅地を目的とした事業については、面積を平方メートルで表し、分譲面積、区画数、区画の最大、最小、平均面積を記入すること。
 - ・マンション、共同住宅等の場合は、入居戸数を記入すること。

4 附帯施設計画

- (1) 道路計画
 - ・幹線と支線を区別し、幅員、延長、規模構造、管理方法等を記入すること。
 - ・接続道路の概要及び改修計画について記入すること。
 - ・交通安全対策の方法について記入すること。
- (2) 用水計画
 - ・施行区域内の1日最大必要量を算出し、記入すること。
 - ・水源については、地下水、公共上水道等を明確にし、取水量、取水方法、給水方法等を記入すること。
 - ・工業用水については用途別に、ボイラー用水、原料用水、製品処理、洗浄用水、冷却用水、温調用水その他（飲用雑用を含む。）の使用量を記入すること。

- ・ 温泉利用計画がある場合は、水源、泉質、湧出量、温度、掘削箇所等について説明すること。

(3) 排水計画

- ・ 下水処理については、排水量、処理方法、放流先を記入すること。
- ・ 放流先河川の利水状況について、記入すること。
- ・ 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等の処理後の状況を記入すること。

(4) 防災計画

- ・ 本工事の着手に先立って施工する防災計画について記入すること。
- ・ 流末河川の現況と現在の流下能力、改修計画について記入すること。
- ・ 消防施設の規模、構造について記入すること。
- ・ 防災施設等に係る維持管理計画について記入すること。

(5) 公害防止計画

- ・ 大気汚染、騒音、振動及び悪臭等の公害発生が考えられる計画にあつては、排出物等の種類、排出量及び排出状況並びに公害防止施設設置の計画を具体的に記入すること。
- ・ 工場、研究所等の建設は、生産工程及び原材料、使用薬品等について明確に記入すること。
- ・ 関係する施設の設置位置を図面に明示し、それを添付すること。

(6) 廃棄物処理計画

- ・ 廃棄物の発生量及び処理方法を明確に記入すること。

5 その他

- ・ 開発率（施行区域の面積に対する現地形又は植生を変更する土地の面積の割合）を記入すること。

$$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 = \quad \%$$

- ・ 緑地率（施行区域の面積に対する施設完了後の緑地面積の割合）を記入すること。

$$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 = \quad \%$$

- ・ 駐車場計画について、計画台数算出の根拠を明示すること。
- ・ 大型車、小型車、自転車等種類別に駐車台数を記入すること。
- ・ 静岡県福祉のまちづくり条例により設置することとなる施設がある場合は、施設

名、規格、数量について記入すること。

資 金 計 画 書

(単位：千円)

科 目		金 額
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	(調査測量費)	
	(敷地工事費)	
	(道路工事費)	
	(排水施設工事費)	
	(給水施設工事費)	
	(建築工事費)	
	(防災施設工事費)	
	(諸経費)	
	附 帯 工 事 費	
	計	
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	そ の 他	
	(権利金・入会金等)	
	補 助 負 担 金	
	計	
借入金の借入先		

(注) 1 附帯工事費にあつては、工事の種別(緑化費等)を区別してそれぞれ記入すること。

2 収入について、調達方法を裏付ける書面(金融機関発行の預金残高証明書、融資証明書等)を添付すること。

土地利用事業施行区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積 ㎡	権利の種類別	権利者の氏名	同意の有無	摘 要

- (注) 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。
 2 権利の種類別欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。
 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。
 4 同一物件に複数の権利者がいる場合は、全ての権利者について記入すること。

土地利用事業の施行等の同意書

年 月 日

事業者 住所
氏名 様

権利者 住 所
氏 名
電話番号 ⑩

私が権利を有する次の物件について、土地利用事業及び土地利用事業に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地になる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面 積	権利の種類	摘 要
		m ²		

地下水等の利用計画書

事業者				施行区域				
1日当たり水源内訳								
区 分		水 量 (m ³)				記 事		
地 下 水								
工 業 用 水								
上 水								
地 表 水								
そ の 他								
回 収 水								
計								
新 設 井 の 内 容	No.	側管等		揚水機			年間平均 日採取量	最 大 日採取量
		深さ	口径	種類	口径	能力		
		m	mm		mm	m ³ /分	m ³ /日	m ³ /日
既 設 井 が あ る と き は そ の 内 容	No.	側管等		揚水機			年間平均 日採取量	最 大 日採取量
		深さ	口径	種類	口径	能力		
		m	mm		mm	m ³ /分	m ³ /日	m ³ /日
地下水を使用する期間 年 月 ～ 年 月						年間最大日採取量 m ³ /日		
						年間最小日採取量 m ³ /日		
地下水を採取する日数 日						年間平均日採取量 m ³ /日		

切土盛土の土量集計

符号	施行区域	切土 m ³	盛土 m ³	残土 m ³	不足土 m ³	残土・不足土の処理方法
計						

- (注) 1 土量計算書を添付すること。
- 2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施行区域は適宜区分すること。
- 3 計画地外からの土砂の搬入又は計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地・捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

廃棄物の処理対策調書

○ 廃棄物の種類及び発生量について

産業廃棄物の種類	量 (m ³ ・kg)	処 理 方 法

一般廃棄物の種類	量 (m ³ ・kg)	処 理 方 法
可燃ごみ (紙類・木片類等)		
不燃ごみ (プラスチック等)		
資源ごみ (ビン・缶・古紙)		
その他 (粗大ごみ等)		

○ 廃棄物の保管場所について

保管場所の面積 (m²) _____ 構 造 _____

又は、

保管容器の容量 (m³・l) _____ 個 数 _____

※ 保管場所の位置については、土地利用計画平面図に明示すること。

新旧対照表

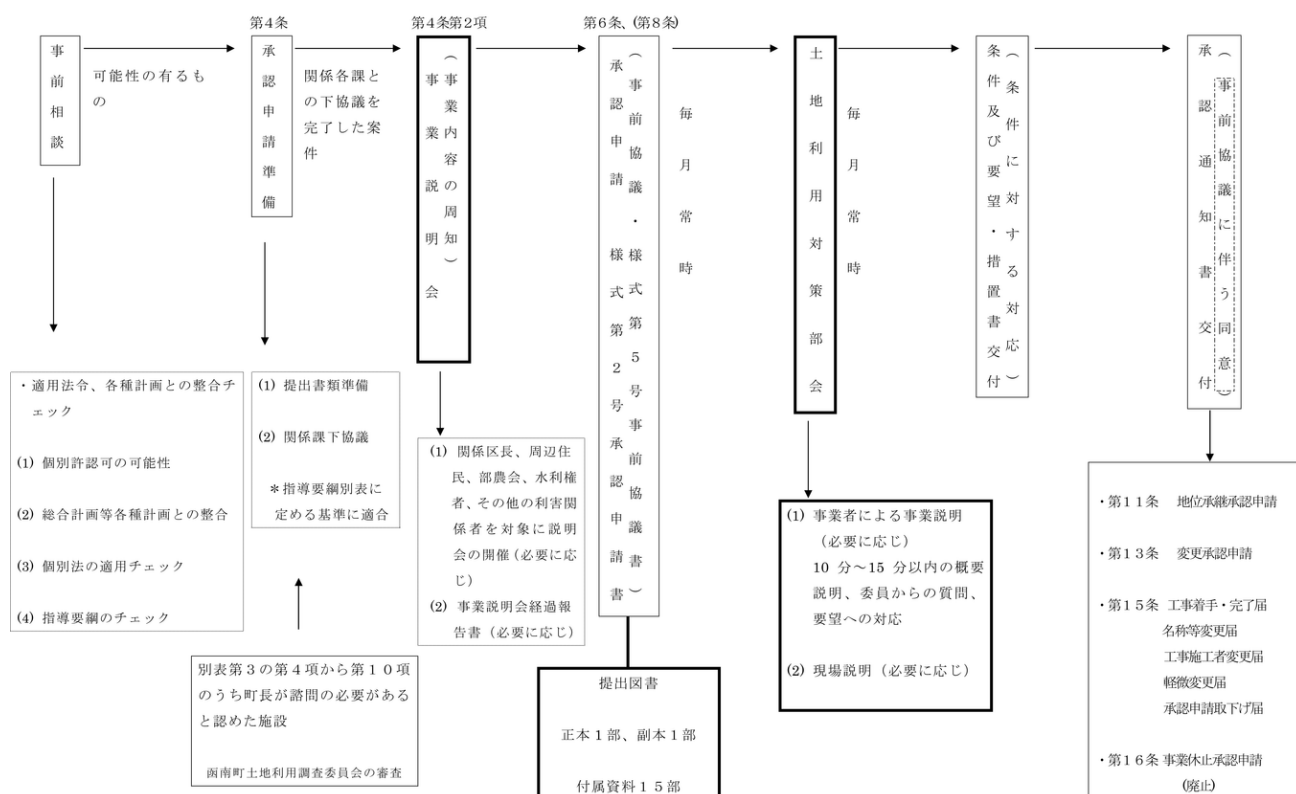
項 目	新	旧
事業内容		
敷地面積		
建築面積		
建ぺい率		
延床面積		
容 積 率		
緑地面積		
緑 地 率		
排水方法		

※事業計画書の内容に変更が生じる項目について、新旧対照表を作成すること（項目は、変更する計画内容により適宜加除すること）。

公 害 関 係 調 査 書

大 気 関 係	施設名										
	項 目										
	規模 伝熱面積 (㎡) バーナーの燃焼能力(l/h) 焼却能力(kg/h) 等										
	燃 焼	種 類									
		使用量(kg/h)									
		硫黄分(%)									
	排出ガス量 (乾 き)N m³/h	通常									
		最大									
	煙突の高さ(m)										
	使用期間(季節変動の有・無)										
ばい煙 (ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、有害物質) 及び粉じんの処理方法											
水 質 関 係	施 設 名		使用水の種類及び量								
	1 日の総排水量		平均	m³/日	最大	m³/日	放流河川名				
	項 目		PH	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	油分 動植・ 鉱 (mg/ℓ)	有 害 物 質			
	汚水 の種類							(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	
		原 水									
		処理水									
		原 水									
		処理水									
		原 水									
		処理水									
	放流水質										
	処理方法 (フローシート)										
	防止対策										
	騒 音 ・ 振 動 関 係	施設名	原動機の定格出力 (KW)	数	稼働時間	発生源の形態及び大 きさ(ホン・デシベル)	境界線上での大き さ(ホン・デシベル)	隣接家屋まで の距離 (m)			
防止対策											
悪 臭 関 係	施 設 名	予想される発生臭気 (物質・濃度・量)				隣接家屋までの距離 (m)		防 止 対 策			
そ の 他	建設時における公害防止対策、環境に与える影響 (隣接地・農業用水等) 交通公害、将来計画等										

函南町土地利用事業承認申請フロー
(函南町土地利用対策部会設置規程第2条関係)



別記7

宅地面積基準

区分	1区画の面積
第一種低層住居専用地域	○最低敷地が定められている場合：最低敷地以上 ○最低敷地が定められていない場合：概ね200㎡以上
上記以外の用途地域	165㎡以上
用途地域の定めのない都市計画区域(市街化調整区域)	概ね200㎡以上

(注)

- 概ね200㎡以上：全宅地数の60%以上が200㎡以上で、かつ最小敷地が165㎡以上
なお、200㎡未満の宅地については、極力南側が道路に接するよう設計すること。
- 本宅地面積基準によりがたい場合は、別途協議すること。

廃棄物処理施設等の設置に関する基準

第2条第1号の廃棄物処理施設のうち、設置を承認するものはリサイクルを目的とする施設で別記8別表の(1)に記載された資源化施設(以下「施設」という。)とし、要綱別表の第2一般基準及び第3個別基準10(廃棄物処理施設等)に定めるもののほか、本基準に合致することを条件とする。

なお、本基準は施設の規模、能力に関わらず、全ての施設に適用するものとする。

第1 申請の条件

- 1 施設は別記8別表の(1)に掲げられた資源化施設のいずれかに該当するものであること。
- 2 施設の計画に当たっては、施行区域及びその周辺の地域における生活環境、自然環境を保全するよう充分配慮し、災害及び公害が発生しないよう万全な計画を立て、原則として施行区域に隣接する土地の所有者、地上権者その他の権利者及び地区代表者の事業実施についての同意を得て策定すること。
- 3 申請者は、函南町土地利用対策部会の審議を経て事業が承認された場合、速やかに第19条第1項に定める協定を締結し、その協定に基づく事項を遵守すること。なお、当該土地が申請者の自己所有地でない場合は当該土地所有者も含めて協定を締結すること。
- 4 土地利用事業承認後、1年以内に事業に着手しない場合、第16条に基づき事業休止(廃止)承認申請を行うものとする。

第2 設置の条件

- 1 設置場所の敷地境界から、学校、病院、診療所、図書館、保育園、老人ホームその他これらに類する施設との間に100m以上の距離を隔てていること。
- 2 施設までの搬入路(公共用道路を除く。)の土地所有者から車両の通行について承諾が得られること。
- 3 運搬経路は、学童の通学路を避けること。
- 4 申請に当たっては、土地所有者も連帯して事業に伴う責任を負うものとする。
- 5 町内に事務所若しくは営業所を有し、かつ、5年以上に渡り事業を営んでいる法人又は町内に住所を有し、かつ、5年以上に渡り事業を営んでいる個人であること。
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。
- 7 施設、廃棄物保管場所及び処理後の保管場所は、全て同一敷地内に設置すること。

第3 環境整備に関する条件

- 1 施設入口の見やすい個所に、「廃棄物処理施設等」の表示をすること。
- 2 施設からの廃棄物の飛散、流出、悪臭の発生、ほこり、騒音、振動及び運搬路から生じるほこり等が周辺の生活環境を阻害しないよう適切な措置を講ずるとともに設備を設けること。
- 3 施設の外観について周辺環境との美観上の調和を考慮すること。
- 4 衛生状態を良好に保持するための施設を設けること。

第4 廃棄物等の保管基準

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）第1項第2号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第7条の8（令第6条第1項第2号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量）第1項第2号及び第3号並びに第2項並びに第8条（産業廃棄物の保管基準）と同等の基準によること。
- 2 保管の施設の出入り口に掲示板を設けること。
 - ア 見やすい場所に、必要事項を記載した掲示板を表示すること。
 - イ 個々の保管場所の出入り口にも保管場所である旨の表示をすること。
 - ウ 掲示板は、縦60 cm以上及び横60 cm以上の大きさと、次に掲げる内容を表示したものであること。
 - (ア) 廃棄物の保管場所であることの表示
 - (イ) 処理及び保管する廃棄物の種類
 - (ウ) 施設及び保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (エ) 高さの上限
 - (オ) 保管することができる廃棄物の数量
 - (カ) 許可の種類、許可の年月日、許可の番号（産業廃棄物処理業者のみ記載）

第5 処理後の保管基準

- 1 処理された物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 2 その他廃棄物等の保管基準に準ずること。

第6 施設の運用条件

- 1 施設の稼働時間は午前8時30分から午後5時までとすること。なお、日曜・祝日は休業とすること。
- 2 施設への搬入及び施設からの搬出に伴い使用する運搬車両については、1日当たりの運行台数をあらかじめ町と協議し決定すること。また、運行時間は午前8時30分から午後5時までとすること。なお、日曜・祝日は休業とすること。
- 3 廃棄物の運搬により、道路・水路等の公共施設を汚損、損傷させた場合は、申請者の責任と負担において、速やかに清掃及び復旧すること。

第7 設置を認めないもの

1 施設の設置事業は、次の各号に該当する場合は当該申請を不承認とする。

ア 静岡県東部地域（富士川以東）以外の事業所で発生した廃棄物を処理するとき。

イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

ウ 別表第2一般基準3に定める区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域（工業地域を除く）に設置しようとするとき。

2 申請書受理後6か月を経過しても土地利用の条件書・措置書指示事項が未処理の場合、町は当該申請を不承認とする。

第8 添付書類

第6条第1項の土地利用事業承認申請書及び第8条第2項の土地利用事業事前協議書には、廃棄物処理施設等計画書を添付すること。

対象廃棄物処理施設等

(1) 資源化施設

	処理対象廃棄物	処理方法	摘 要
1	廃プラスチック	圧縮	ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、シート類・容器類・梱包資材類に限る
		減容	ペットボトル、トレイ、発泡スチロール
		破砕	
2	ガラスくず、陶磁器くず	破砕	
3	木くず	破砕 肥料化	
4	金属くず	圧縮 破砕	
5	がれき類	破砕	コンクリート、アスファルト・コンクリートに限る
6	食品廃棄物等	肥料化 飼料化 油脂製品化	
7	紙くず、繊維くず	圧縮	
		破砕	

(2) 焼却炉

	処理対象廃棄物	処理方法
1	(1) の資源化施設において、不純物、汚れ等の理由によりリサイクル不適合物として除去された物	焼却

※ (1)、(2)共に事業活動を伴う施設を対象とする。

※ (2)の焼却炉を設置する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7に定める構造に適合させること。また、設置しようとする焼却炉の火床面積が0.5㎡未満、かつ、焼却能力が1時間当たり50kg未満である場合、排出されるダイオキシン類の濃度は排出ガス1立方メートルにつき5ナノグラム以下とすること。

廃棄物処理施設等設置計画書

事業者	氏 名				
	住 所				
	電話番号				
廃棄物処理施設等の名称					
廃棄物処理施設等の設置の場所					
廃棄物処理施設等の種類					
廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類					
着 工 予 定 年 月 日			年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日		
関係法令により既に許可を受けている業等			(種類) (年月日) (許可番号)		
廃棄物処理施設等の処理能力			$\text{m}^3 / \text{日} () \text{時間}$ $\text{t} / \text{日} () \text{時間}$ $\text{m}^3 / \text{時間}$ $\text{t} / \text{時間}$ m^2 面積		
廃棄物処理施設等の位置 廃棄物処理施設等の処理方法 廃棄物処理施設等の構造及び設備 処理に伴う排出物の性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項 その他廃棄物処理施設等の構造等に関する事項	廃棄物処理施設等の位置				
	廃棄物処理施設等の処理方法				
	廃棄物処理施設等の構造及び設備				
	処理に伴う排出物の性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項	量			
		処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)			
	設計計算上達成することのできる排出物の性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項				
	その他廃棄物処理施設等の構造等に関する事項				
※事務処理欄					

(第2面)

廃棄物処理施設等 維持管理に係る事項	排水の性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排水の性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画		
公害防止のための計画		
施設運転の計画		
廃棄物等の処分方法		発生量 (種類) (発生量)
		区分 自家処分 委託処分
		処分方法
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	発生量 (種類) (発生量)
		区 分 自家処分 委託処分
		処分方法
	特別管理産業廃棄物	発生量 (種類) (発生量)
		区 分 自家処分 委託処分
		処分方法
廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の排出先の範囲及び排出予定先		
処理後の再生物の排出先（売却先、再利用先）		
廃棄物等の搬入及び搬出の時期及び方法に関する事項		
廃棄物等の保管方法（保管場所、面積、保管する廃棄物等の種類、保管上限、積み上げることのできる高さ等）	処理前	
	処理後	

(第3面)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所

法定代理人

(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)

[illegible]

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

[illegible]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

[illegible]

備考

- 1 廃棄物処理施設等の種類については、別記8別表の(1)の資源化施設の別を記入すること。
- 2 関係法令に基づき既に許可を受けているすべての許可に付いて記入すること。
一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業等の許可を有している場合はその許可証の写しを添付すること。(許可を有しない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類)
- 3 処理能力を明らかにする書類を添付すること。
- 4 記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添付すること。
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図を添付すること。
- 5 記載事項欄にすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 焼却灰等の処分方法は、該当する施設の場合に記入すること。
- 7 汚泥等の処分方法は、該当する施設の場合に記入すること。
- 8 届出が必要な特定施設の種類をすべて記入すること。
- 9 協定書(案)を添付すること。
- 10 公害関係調書を添付すること。
- 11 維持管理計画書、施設運転計画書及び二次公害防止のための監視計画書を添付すること。
- 12 地域住民等に対する周知及び同意等の意見聴取の概要及び結果を添付すること。
- 13 法令に定めのある場合、又は町長が特に必要と認めた場合は、環境影響調査又は環境調査の実施計画書を添付すること。
- 14 取扱廃棄物の発生源及び性状、再生物の性状を明らかにする書類を添付すること。
- 15 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 16 法人にあつては定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び代表者、役員の住民票の写し(個人にあつては住民票の写し)を添付すること。
- 17 法人にあつては、直前5年の法人税、法人県民税、法人町民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付すること。
- 18 個人にあつては、直前5年の所得税、個人事業税、市町県民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付すること。
- 19 その他町長が必要と認める書類を添付すること。
- 20 町長が定める部数を提出すること。